

## 「特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令案（仮称）等」に対する意見募集結果について

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課

令和2年11月27日（金）から令和2年12月10日（木）にかけて「特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令の一部を改正する省令案（仮称）等」の概要に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも適正な環境行政及び経済産業行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### 1. 実施期間等

- 募集期間：令和2年11月27日（金）～令和2年12月10日（木）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、郵送、FAX

### 2. 御意見の件数

1件

### 3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

### 4. 本件に関する問合せ先

#### 【1】〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

担当 小塚 TEL:03-5521-8260（直通）

#### 【2】〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課

担当 小林、若原 TEL:03-3501-0080（直通）

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	デジタル化と紙での申請は共存させるべきで、紙の手続については引き続き押印を利用すべきではないか。	今般、「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。 ただし、押印の見直しに伴って申請者等の利便性が損なわれないよう、本法令に基づく制度を適切に運用してまいります。